

(様式3-2)事後評価シート

番号	1	事業名	地すべり対策		市町村名	生坂村		路河川名	(地)大倉	箇所名(ふりがな)	大倉(おおくら)				
事業計画時の課題・背景及び事業経緯	○平成16年台風23号の豪雨により、地すべり災害が発生。地すべりの押し出しで村道が被災し、災害関連地すべり対策事業(他事業)を実施。周辺に地すべり拡大の恐れがあり、引き続き、本事業により対策工事を実施した。 ○平成21年の梅雨前線豪雨等により、周辺のブロックでも地すべりが活動。対策工により沈静化を図った。											②事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化	事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化(A:環境がよくなった B:大きな影響なし C:影響が大きい) ○法面緑化工法を採用し、崩壊斜面の植生回復を図った。	評価	B
	事業目的	平成16年台風23号の豪雨により地すべりが発生。周辺のブロックも不安定化し、犀川の埋塞や住宅地及び公共施設への影響のおそれがあるため、地すべり対策工事によりこれらを保全するものである。											③施設の維持管理状況	施設の維持管理状況(A:地域の人たちの参加あり B:適切 C:やや不十分 D:不適切) ○地すべり施設の維持管理は、毎年パトロールを実施。横ポーリング工は、定期的に洗浄等により機能回復を図っている。	評価
事業概要	当初工期	H17~H21	費用対効果(当初時)	1.27	事業費(千円)	財源内訳(千円)				④地域住民等の評価	地域住民等の評価(A:評価が高い B:中程度の評価 C:評価が低い) ○住民意見(常会長他) 災害発生後の早期対策工時や、安全パトロール・避難体制の整備等、迅速に対応していただき感謝。	評価	A		
	最終工期	H17~H25	費用対効果(評価時)	1.49	上段:当初/下段:最終()は国補事業分以内数	国庫	その他	県債	一般財源						
	当初計画内容(主な工種)	横ポーリング工L=1,000m 押え盛土工V=11,062m ³ 谷止工5基		300,000	150,000		135,000	15,000							
	最終事業実績(主な工種)	横ポーリング工L=860m 押え盛土工V=4,678m ³ 排土工V=5,134m ³ 吹付砕工A=2,499m ² 鋼管杭N=44本		629,550	314,775		283,298	31,477							
事業期間の延長、短縮理由と分析	平成21年から平成23年にかけて、隣接地で新たな地すべりが発生。その対策工事の実施により、事業期間が延長になった。											改善措置の必要性	○改善の必要はない。		
事業費(予算)の増加、縮減理由と分析	新たな地すべりの発生に対する対策工事の実施のため、事業費が増額。														
①事業効果の発現状況	事業効果の発現状況(A:目的を超えた達成 B:達成した C:概ね達成)											評価	B		
	直接的効果(定量的・定性的)	○災害の防止 ・人家55戸(湛水域含む) ・村道 ・村営公園(スカイスポーツ公園)											今後の取り組み及び同種事業への活用と課題	【事業の有効性】 ○地すべり対策工の実施により、地すべり活動が沈静化した。 ○対策完了後、数年は歪計や地下水位等の観測により地すべり活動を監視し、対策効果を確認している。 【事業の必要性】 ○近年、豪雨による土砂災害が多発。地すべり対策の整備率は約3割と低く、事業の一層の推進が求められている。 ○地すべり対策工は、地すべり活動が活発化するほど予算と期間が多くなる。このため、活動初期の対策が重要。 【地域の合意形成】 ○当施行箇所は集落等から見えるため、景観・環境対策については地元と十分な調整が必要。 ○本地すべり災害を教訓に、住民が降雨後に地すべり地を見回るなど、監視体制が構築されている。 【ソフト対策の充実】 ○昨年の7月豪雨災害を踏まえ、地域防災力の向上のための住民主体の取り組みなどのソフト対策とハード対策を一体的に進める必要がある。	
間接的効果(定量的・定性的)※事業の主たる目的以外で地域社会への貢献状況	○生活環境・自然環境の保護 ○周辺観光地等への影響など ・住民の安心・安全度が向上 ・区域内には、スカイスポーツ公園があり、その活動・振興につながっている。 ・自然豊かな景観が維持され、観光振興にもつながっている。											建設部公共事業評価委員会の意見	当事業で対策した地すべりブロックの活動は沈静化しており、一定の事業効果が認められた。また、地域住民の評価が高いなど、総合評価Aが妥当と判断する。	総合評価	A
													県の評価案	妥当	
													評価監視委員会意見	妥当	
													評価の決定	A	
													長野県公共事業評価委員会の意見	建設部公共事業評価委員会の意見が妥当であると判断する。	